

平成20年3月31日

茨城県立医療大学研究活動上の不正行為等防止計画

最高管理責任者

茨城県立医療大学長

小山 哲夫

「茨城県立医療大学における研究活動上の不正行為等の防止に関する規程」（以下、「規程」という。）第5条に基づき、茨城県立医療大学における研究活動上の不正行為等を防止するため、茨城県立医療大学研究活動上の不正行為等防止計画（以下、「不正防止計画」という。）を策定する。

1 管理体制の強化

最高管理責任者及び統括管理責任者は、規程に基づき、研究活動上の不正行為等の防止に向けて管理体制を強化するとともに、不正防止計画推進本部のもと、不正防止計画を推進する。

2 研究活動上の不正行為の防止

実験ノート、調査票、音声・画像データ等の一次資料、その他研究資料については、その研究成果が公表された時から起算して5年間保存するものとする。

3 研究費の不正使用の防止

(1) 出張の事実確認

ア 出張する際には、事前に旅行伺いを提出すること。

イ 学会出席等用務の場合には、開催日時および場所がわかるプログラムや学会要旨を添付するとともに、発表を行う時間や参加する分科会等の時間・内容を記載した出張報告書を提出すること。

ウ 研究打合せ等の用務の際には、旅行伺いに打合せの相手方の所属・氏名を記載するとともに、打合せの内容・時刻を記載した出張報告書を提出すること。

(2) 謝金の事実確認

ア 謝金を支払う場合には、業務従事日前に報償費執行伺いを提出すること。

イ 業務従事後は勤務実績報告書を提出すること。

ウ 無作為抽出により、業務従事内容について確認を行うとともに、適宜ヒアリングを行うこととする。

4 不正行為等防止の意識向上

毎年度一回、不正行為等の防止についての取り組みに関して説明会を開催する。また、併せて関連する諸規程・各種ルールの周知を行い、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を図る。

5 内部監査の定期的な実施

- (1) 内部監査部門による定期的な監査を行う。
- (2) 監査部門は、毎年度監査計画を立て、計画に基づき監査を行う。
- (3) 監査は、主に旅費や謝金の実態に基づき支出されているかについて、ヒアリングや帳票等の突合せにより確認する。

6 不正行為等の情報に関する調査の実施

不正行為等の通報が通報窓口にあった場合は、速やかに調査を行う。また、不正行為等の通報がない場合でも、不正行為等に関する情報が得られた場合には、その情報の内容に応じて調査を行うものとする。

7 不正防止計画の検証と見直し

不正事例及び不正発生の要因について絶えず検証を行い、不正防止計画について常に見直しを行うものとする。